

令和8年度愛媛県自転車利用高齢者ヘルメット着用推進事業費補助金 Q & A

No.	質 問	回 答
1	どのようなヘルメットが補助の対象となりますか？	SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークの他、各マークの安全基準に適合することを証するマークが付されている自転車乗車用ヘルメットが対象となります。
2	対象となる高齢者の範囲は？	令和9年3月31日までに65歳以上になる方が対象となります。
3	現在64歳で来年の1月に65歳になるのですが、補助の対象者となりますか？	昭和37年4月1日以前に生まれた方であれば対象者となります。 昭和37年4月2日以降に生まれた方は対象外となります。
4	県外在住で愛媛県に持家があるのですが、補助の対象となりますか？	愛媛県内に住所を有する方が対象となります（身分証明書で確認します。）
5	ヘルメットの購入金額が2,980円だったのですが、補助金は3,000円貰えますか？	ヘルメット購入金額が3,000円未満の場合は、ヘルメット購入に要した費用分の2,980円が補助金額となります。
6	どこのお店で購入したヘルメットでも補助の対象となりますか？	イベント会場にて購入されたヘルメットのみ、補助金の対象となります。
7	インターネットで購入したヘルメットは補助の対象となりますか？	補助金の対象となりません。
8	既に購入しているヘルメットをイベント会場に持参した場合、補助の対象となりますか？	補助金の対象となりません。
9	申請時には愛媛県在住でしたが、その後他県へ引っ越す事になりました。その場合、補助の対象となりますか？	申請時に愛媛県在住であれば、補助金の対象になります。
10	補助金は口座振込しかできませんか？	申請者名義の口座振込に限らせていただきます。
11	他の補助金との併用はできますか？	市町等の補助金制度を利用される場合は、県の補助金を受けることができません。

12	購入日当日、身分証を忘れた場合ヘルメットの購入及び補助金の申請はできないのですか？	イベント当日に身分証を忘れた場合でも、ヘルメットの購入は可能です。補助金は、会場でお渡しする封筒に申請書類等を同封し、愛媛県庁に送付することで申請できます。但し、65歳未満の方は補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。
13	令和7年度に補助金を受けているのですが、今年度も補助金を受けることはできますか？	令和7年度に補助金を受けている方は今年度補助金を受けることは出来ません。ただし前年度補助金で購入したヘルメットが破損等により使用できない場合は今年度も補助金を受けることができます。
14	身分証明書はどんなものを用意すればいいですか？	住所、氏名、生年月日が記載されているものを用意してください。 マイナ保険証の代わりに発行されている「資格確認書」は公的機関が発給していないので別の身分証を用意してください。 (例) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民票の写し等
15	家族・代理人の通帳でも補助金を受けることはできますか？	補助金は申請者の申請者名義口座に振り込みます。 申請者と振込先口座名義人が異なる場合は補助金を受けることができません。